

国民健康保険 後期高齢者医療制度

問合せ先 市民保健課国保年金係（窓口③） ☎73922



後期高齢者保険証の有効期限について

国民皆保険制度を未来につないでいくため、令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方（3割の方を除く）は、医療費の窓口負担割合が2割になります。

そのため、**今年度は保険証を2回郵送します。**

- 1回目 7月下旬配送（令和4年8月1日から令和4年9月30日までのもの）
- 2回目 9月中配送（令和4年10月1日から令和5年7月31日までのもの）

通院の際には医療費限度額適用制度をご利用ください

医療費が高額になった場合、事前に「限度額適用認定証等」を医療機関に提示することにより、医療費の支払いが自己負担限度額までに抑えられたり、食事代が減額される場合があります。身分証明書、保険証と、マイナンバーのわかる物（本人又は同一世帯員以外の方が申請される場合には委任状）をお持ちの上、市民保健課国保年金係（窓口③）で申請してください。これらの認定証の更新時期も8月1日となります。引き続き利用される場合は、7月下旬以降に再度申請してください。

※後期高齢者医療で既に認定証をお持ちの方で、負担区分に変更のない方は、自動更新で7月中旬に郵送します。

後期高齢者医療制度の保険料について

保険料率は、医療費や現役世代とのバランスなどを考慮し、2年に一度改定されます。令和4・5年度の保険料率は以下のとおりです。

	令和2・3年度	令和4・5年度
所得割率	8.07%	8.29%
均等割額	42,100円	42,500円
賦課限度額	64万円	66万円

保険料の算出方法

- ① 所得割額（被保険者の総所得金額等－43万円）× 8.29%
- ② 均等割額 42,500円
- ①＋②＝年間保険料（賦課限度額 66万円）

後期高齢者医療制度の均等割額の軽減措置

【均等割額の軽減判定所得基準額】

区分	世帯主及び世帯の全ての被保険者の総所得金額等の合計
7割軽減	基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数※－1）× 10万円を超えないとき
5割軽減	「基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数※－1）× 10万円＋ 28.5万円×被保険者数」を超えないとき
2割軽減	「基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数※－1）× 10万円＋ 52万円×被保険者数」を超えないとき

※一定の給与所得（給与収入55万円超）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））

公的年金等に係る特別控除（15万円）後は、110万円を125万円となるよう読み替えます。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれません。

被用者保険の被扶養者であった方について

後期高齢者医療保険に加入する前日において、被用者保険（会社の健康保険など）の被扶養者だった方は、資格取得から2年を経過するまでの間、均等割額が5割軽減されます。

後期高齢者医療保険料のおしらせは8月中旬に郵送します

令和3年中の所得に基づき、8月に令和4年度の後期高齢者医療保険料を決定します。4月、6月、8月の年金からすでに今年度の保険料を納付している方は、決定した額から納めた額を差し引いた、残りの額を納めていただきます。

令和4年度の国民健康保険税について

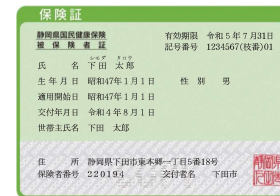
国民健康保険事業は、全国的に段階的な制度改革が行われており、平成30年度から静岡県と市町が共同で運営しています。国民健康保険税は、被保険者の医療給付費等を賄うため県に納付する事業費納付金の額等を考慮して市が税率を定めますが、市では、保険税等の収入と支出の財政収支の不均衡が続いています。そこで、収支バランスを改善し健全に制度を継続していくため、被保険者の方に急激な負担増とならず緩やかで段階的な見直しとなるよう、令和4年度から税率を改定することとなりました。

区分	課税対象	医療分（75歳未満）		支援金分（75歳未満）		介護分（40歳以上65歳未満）	
		3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
所得割	前年中の総所得から基礎控除43万円を差し引いた額	5.1%	5.5%	2.0%	2.1%	1.7%	1.8%
均等割	被保険者1人につき	19,300円	21,000円	7,600円	8,100円	11,900円	12,000円
平等割	1世帯につき	13,900円	15,000円	5,500円	5,800円	—	—
課税限度額 （上記3つの合計額の上限）		63万円	65万円	19万円	20万円	17万円	17万円

※国民健康保険税は、「医療分」、「支援金分（後期高齢者支援金分）」、「介護分（介護納付金分）」の3つの区分で構成されており、それぞれに「所得割」、「均等割」、「平等割」の3つの項目があります。これらの合計額が国税（年額）となります。

※国民健康保険税の納税通知書は7月中旬に郵送します。

8月1日から国民健康保険証と後期高齢者保険証が切り替わります



新しい証はうぐいす色です。

7月中旬に郵送します。

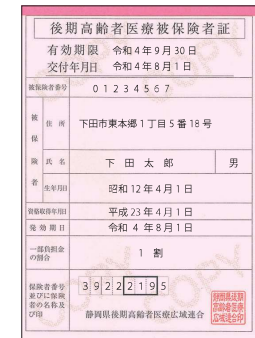
有効期限の過ぎた古い保険証は細かく裁断し、破棄してください。マイナンバーカードが保険証として利用できます。マイナンバーカードを取得していない方は、早めに取得しましょう。※医療機関によって利用開始時期は異なります。

保険証が届いたら次のことを確認してください。

- ・他の健康保険証と重複している方はいませんか
- ・加入者に漏れはありませんか
- ・転居・転出など住所を異動した方はいませんか
- ・学生用の保険証が交付されている世帯の方で、卒業もしくは現在在学中でない方はいませんか

上記のいずれかに該当する場合は届出が必要となりますので、市民保健課国保年金係（窓口③）で手続きをお願いします。

※国民健康保険税が未納の世帯の方は、保険証を税務課収納係（窓口⑦）で更新させていただく場合があります。



新しい証は薄紅色です。

7月下旬に黄色の封筒で郵送します。

これから75歳になる方には、誕生月の前月下旬に随時被保険者証を郵送します。